1

 $\bigcirc$ 

新旧対照表 (抄)

中央区職員の配偶者同行休業に関する条例 (平成二十六年七月中央区条例第十号) (第一条関係)

第九条 (咯)	第十条 (略) (本行き信其を対象を持用) (本行き信其を対象を持用) (本行き信其を対象を持用) (本行き信其を対象を持用) (本行き信其を対象を対象を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。 (本行き信其を対象を対象を更新することができる。この場合はならない。 (本行き信其を対象を持用) (本行き信其を対象を持用) (本行き信其を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を
	(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用) 「配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用) 「配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用) 「正式のは、第二条を処理することが困難であると認めるとき は、当該業務を処理することが困難であると認めるとき は、当該業務を処理することが困難であると認めるとき は、当該業務を処理することが困難であると認めるとき は、当該業務を処理することが困難であると認めるとき 「のを行うことができる。この場合において、第二号に掲げる任 によって当該申 は、明社官のと解析を超えて行うことができない。 「の根定による申請 に対して、第二条又は第六条第一項の規定による申請 に対して、当該申請に係る期間(以下「申請期間」 に対して、当該申請に係る期間(以下「申請期間」 に対して、当該申請に係る期間(以下「申請期間」 に対して、当該申請に係る期間(以下「申請期間」 に対して、当該申請に係る期間(以下「申請期間」 に対して、当該申請に係る期間(以下「申請期間」 に対して、当該申請に係る期間(以下「申請期間」 に対して、当該申請に係る期間(以下「申請期間」 に対して、当該申請に係る期間(以下「申請期間」 に対して、当該申請に係る期間(以下「申請期間」 に対して、当該申請に係る期間(以下「申請期間」 に対して、当該申請にの、当該申請に係る期間(以下「申請期間」 に対して、当該申請にの、当該申請に係る期間(以下「申請期間」 に対して、当該申請には、当ま申請には、当ま申請には、当ま申請には、当ま申請には、当ま申請には、当ま申
田	新

中央区 職 員  $\mathcal{O}$ 勤 務 嵵 間 休 日 休暇等に関する条例 (平成十年三月中央区条例第三号) (第二条関係

2から4まで 5 第十三条 及び第二項の規定にかかわらず、 規則で定める。 要するものに限る。 六条第一項の規定により臨時的に任用された職員 行休業に関する条例 (年次有: 、条第一項第二号及び地方公務員の育児休業等に関する法律第 地方公務員法第二十二条の三 給休暇 (略 )の任用期間中の年次有給休暇は、 (平成二十六年七月中央区条例第十号) 新 第 人事委員会の承認を得て、 項、 中 央 区 職 員 (常時勤務を 0 配 付て、区第一項 間偶者 第 同 5 第十三条 2から4まで 規則で定める。 及び第二項の規定に 要するものに限る。 六条第一項の規定に 地方 年次有給休 公務員 法第二十二条 暇 略 及び地方公務員の育児休業等に関する法 かかわらず、 より臨時的に任用された職員 の任用期間中の の 三 旧 一第 人事委員会の承認を得て、 項 年次有給休暇 (常時勤務を は、 第一 律 項

第十五条 る職員 る休暇 の特別 、の区分に応じ、 の事由により、 (以下「特別休暇」という。)として、 任命権者は、 当該各号に定める休暇を承認するものと 勤務しないことが相当である場合におけ 職員が選挙権の行使、 結婚、 次の各号に掲げ 出産その 他

行使等休暇、 任用された職員 育児休業等に関する法律第六条第一 行休業に関 地方公務員法第二十二条の三第一 出生サポー する条例 ート休暇、 第九条第 勤務を要するものに限る。 妊娠出 項 項の規定により 第二号及び地方公務員 項 中 産 央区 休 睱 |職員 妊 [娠症状] 、臨時的に 0 公民権 配 偶 0

(特別休暇

(特別休暇

第十五条 する。 る休暇 る職員の区分に応じ、 の特別の事由により、 (以 下 任命権者は、 「特別休暇」という。)として、 当該各号に定める休暇を承認するも 勤務しないことが相当である場合におけ 職員が選挙権の行使、 次の各号に掲げ 婚、 出産そ めと  $\mathcal{O}$ 

地 方公務員法第二十二条の三 一第 項

行使等休暇、 された職員 休業等に 関する法律第六条第一 出生サポート休暇、 (常時 勤務を要するものに限る。 妊娠出 項 の規定により 産休暇、 及び地方公務員 奸 臨時的に 娠 公民権 症

任用 育児

2 (咯)	短期の介護休暇	イア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護等のための休	休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボ	診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育	ポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子	二 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、	短期の介護休暇	夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等のための休暇	支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害	応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間	新
		暇及び	ランテ	児参加	保健健	出生サー		暇及び	休暇、	出産	
	短期の介護休暇	レッ	休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボラン	診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参	ポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健	一 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、出生	短期の介護休暇	夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等のための休暇及	支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇	応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出	旧

(K 及ン参健生 及暇出で、産びテ加健サ び、産

 $\bigcirc$ 中央区職員の配偶者同行休業に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年 月中央区条例第 号) (附則)

第一項及び育児休業法第六条第一項の規定により」を削る。第二十一条の二の四第三項中「地方公務員法第二十二条の三	例第二号)の一部を次のように改正する。 2 中央区職員の給与に関する条例(昭和二十七年二月中央区条	(中央区職員の給与に関する条例の一部改正)	1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。	(施行期日)	附則	新
						田

新旧対照表 (抄)

 $\bigcirc$ 中央区職員の給与に関する条例(昭和二十七年二月中央区条例第二号)

		3	2	笛		
的に任用される職員には適用しない。	臨時	<ul><li>第六条第二項から第六項までの規定は、</li></ul>	2 (略)	第二十一条の二の四 (略)	(特定職員についての適用除外)	新
的に任用される職員には適用しない。	時   二条の三第一項及び育児休業法第六条第一項の規定により臨時	3 第六条第二項から第六項までの規定は、地方公務員法第二十	2 (略)	第二十一条の二の四 (略)	(特定職員についての適用除外)	旧